

# 日建かわら版

2019年7月号

発行元 ㈱建築資料研究社

日建学院 法人広報G

## ◆資格試験日程

- ◎ 7月 1日(月) 宅地建物取引士 受験申込開始(インターネット:~7/16)(郵送:~7/31)
- ◎ 7月 4日(木) FP技能検定2級(AFP)・3級 受験申込開始(9月分)(~7/23)
- ◎ 7月 5日(金) 2級建築施工管理技士 学科合格発表(前期試験・学科のみ)
- ◎ 7月 5日(金) 2級建築施工管理技士 受験申込開始(後期試験・書面:~7/19)
- ◎ 7月 7日(日) 2級建築士 学科試験
- ◎ 7月 7日(日) 1級土木施工管理技士 学科試験
- ◎ 7月 7日(日) 福祉住環境コーディネーター 本試験(第42回)
- ◎ 7月 9日(火) 2級土木・管・造園施工管理技士 学科合格発表(前期試験・学科のみ)
- ◎ 7月 9日(火) 2級土木施工管理技士 受験申込開始(後期試験・書面:~7/23)
- ◎ 7月 9日(火) 測量士補 合格発表
- ◎ 7月16日(火) 2級管・造園施工管理技士 受験申込開始(後期試験・書面:~7/30)
- ◎ 7月19日(金) 1級建築施工管理技士 学科合格発表
- ◎ 7月22日(月) インテリアコーディネーター 受験申込開始(~8/29)
- ◎ 7月26日(金) 1級建築士 設計製図試験課題発表
- ◎ 7月28日(日) 1級建築士 学科試験

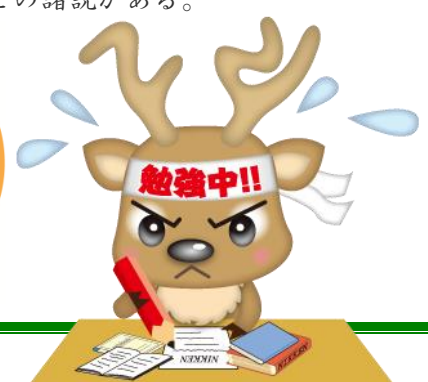
スケジュール  
チェック!!



## 【文月】

yahoo!百科事典より

陰暦7月の異称。単に「ふづき」ともいい、七夕(たなばた)月、女郎花(おみなえし)月などの称や、親月(おやづき)、蘭月(らんげつ)、涼月(りょうげつ)などの漢名もある。季は三秋の初めの月で、7日には七夕、月なかばには祖先の霊を祀る盂蘭盆会(うらぼんえ)の行事がある。語源については、平安末の藤原清輔の『奥義抄』に「此の月7日、七夕にかすとて、文どもをひらく故に、文ひろげ月といふを略せり」とあるのをはじめとして、稲の穂のふふみつき(含月)とする説、諸人が親の墓に参詣するからふづき(親月)というとするなどの諸説がある。



## ニュースセレクション

### ●改正建設業法・改正入契法、可決、成立

著しく短い工期による請負契約の締結禁止、社会保険への加入の許可要件化などの他、技術検定制度の見直しも含まれている。学科と実地に分けている技術検定を第1次検定と第2次検定に再編し、1次検定の合格者に「技士補」という資格を付与する。

#### ▼参議院：議案要旨

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/198/meisai/m198080198052.htm>

### ●アルパカ牧場情報 赤ちゃんアルパカ「令和ちゃん」誕生

5/14生まれの白いアルパカは「令和ちゃん」と名付けられました。「令和ちゃん」皆さんにお披露目できるまで成長しました。赤ちゃんなので「ほっそり」しています。これから、「むくむく」になってきますのでご期待下さい。子供アルパカ4頭の「むくむく」状態もご覧になれますよ。

#### ▼那須ビッグファーム：トップページ

<http://www.nasubigfarm.com/>

### ●改正建築基準法が6月25日全面施行

防火地域や準防火地域における延焼防止性能の高い建築物について、建蔽率を10%緩和するなど「密集市街地等の整備改善に向けた規制の合理化」や、既存不適格建築物に係る指導・助言の仕組みを導入するなど、「既存建築物の維持保全による安全性確保に係る見直し」など7項目。

#### ▼国土交通省：報道発表

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000789.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000789.html)

### ●目指せ！建築士「週刊 濱崎塾」

濱ちゃん先生が強力サポート！カリスマ講師の学習アドバイス。今週のアドバイス(2019.06.17) 構造と施工の「本試験」について今回は構造と施工についてズバリ学習しておいた方がよい分野を紹介するよ。まずは「構造」から。「構造力学」は例年6問出題されるけど、今年は…。

#### ▼続きはこちら

<http://www.ksknet.co.jp/nikken/guidance/architect2q/road/hamazaki/>

## 本試験問題にチャレンジ!!

宅地建物取引士試験

[平成26年度 民法総合 問題No.01 改]

次の記述のうち、平成31年4月1日現在施行されている民法の条文に規定されているものはどれか。

- ① 貸貸人の債務不履行を理由に、貸貸人が不動産の賃貸借契約を解除するには、信頼関係が破壊されていなければならない旨
- ② 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる旨
- ③ 債務の履行のために債務者が使用する者の故意又は過失は、債務者の責めに帰すべき事由に含まれる旨
- ④ 債務不履行によって生じた特別の損害のうち、債務者が、債務不履行時に予見し、又は予見することができた損害のみが賠償範囲に含まれる旨

[解答は末尾]

### ★「受験申込書」取り寄せサービスの案内!

- 2級建築施工管理技士配布期間：6/21(金)~7/19(金)
- 2級土木施工管理技士配布期間：6/24(月)~7/23(火)
- 2級管・造園施工管理技士配布期間：7/9(火)~7/30(火)
- 受験申込書代実費(600円)でお届けいたします。
- 宅地建物取引士配布期間：7/1(月)~7/31(水)

### ★「実地試験」攻略ポイント無料ガイドス!

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1級建築施工管理技士 実地 | 1級土木施工管理技士 実地 |
| 2級建築施工管理技士 実地 | 2級土木施工管理技士 実地 |

●近年の実地試験分析を基に、施工経験記述対策等を実施します。約30Pのガイドス資料冊子もプレゼントいたします。  
※ご希望の日時・試験名を右記日建学院へお気軽にご連絡ください。

お届けしたのは：  
**日建学院**  
**足立区役所前校**  
TEL (03) 5888-4606  
FAX (03) 3887-3232  
〒121-0816  
足立区梅島 2-1-19  
富岡ビル 1F



本試験問題にチャレンジ!! 正解:2  
債務不履行について損害賠償額の予定は可。民法420条1項に規定されている。